

一級河川利根川水系八ッ場ダム建設工事の事業認定
に係る社会資本整備審議会公共用地分科会の議事要旨

会議及び議事録については、社会資本整備審議会運営規則（以下「規則」という。）第7条第1項ただし書の規定に基づき、率直な意見の交換又は意思決定の中立性が損なわれるおそれがあるため、非公開とした。このため、同条第2項に基づき、下記のとおり議事要旨を公開する。

記

1. 開催日時 平成28年3月4日（金）、3月16日（水）
2. 開催場所 国土交通省内会議室
3. 議 題 一級河川利根川水系八ッ場ダム建設工事の事業認定関係
4. 議事要旨

土地収用法第25条の2第1項の規定に基づき国土交通大臣から社会資本整備審議会に意見聴取の申出があり、規則第8条第1項の規定に基づき公共用地分科会に付託された一級河川利根川水系八ッ場ダム建設工事について、公共用地分科会における審議の結果、「土地収用法第20条の規定に基づき事業の認定をすべきであるとした国土交通大臣の判断は、相当なものであると認める。」との意見が議決された。

公共用地分科会における各委員の主な意見は次のとおりであり、事業認定庁の見解に反映していくこととされた。

- ・意見書において示されている現在のダム堤体建設地の安全性に関する事業認定庁の見解については、調査の結果、問題がないとされていることを経緯も含めてより分かりやすく記載した方がよいのではないか。
- ・発掘調査が完了していない埋蔵文化財包蔵地の27箇所については、必要に応じて発掘調査等を行うことになると思われるので、そのことについて言及した方がよいのではないか。
- ・水没地区における地域振興等については、群馬県等が実施主体となり、地元住民の参加も得て実施していることを明確にした方がよいのではないか。